

# 2010 年度全国情報公開度調査について

2011 年 8 月  
全国市民オンブズマン連絡会議

はじめに

今回の「2010 年度全国情報公開度調査」は、昨年に引き続き都道府県と全市を対象に計画し、被災した福島県、宮城県、岩手県を除いて実施しました。今回の調査の特徴は、議会の情報公開度を初めて全市調査したことです。

原発事故をきっかけに自治体のあり方が大きく問われてきています。昨年の情報公開度ランキングの講評で、「生活圏の拡大と行政の広域化で自治体の影響を受ける範囲は広がっており、請求権者は「何人も」とすべきです。」と書きました。

その後の福島原発事故は、原発立地自治体の住民のみならず、全国に多大な影響を及ぼしています。国は、地元自治体の合意だけで原発の稼働を再開しようとしていますが、佐賀県の玄海原子力発電所を巡る、佐賀県や玄海町の首長、議会の一連の「やらせ説明会」や九州電力などとの癒着構造が明らかにされています。(今大会の基調報告「原発と情報公開」等参照)

玄海町などほとんどの原発立地自治体は「広義住民のみ」に限定されています。

特に、都道府県では、**栃木県、石川県、香川県**の3県が、いまだ「広義住民のみ請求できる」、**埼玉県、千葉県、東京都**が「理由を書けば広義住民以外も請求できる」という閉鎖的な遅れた条例となっています。自治体の情報公開をすべて「何人も請求できる」ように条例改正を求めていきたいと思えます。

全国情報公開度ランキングは、自治体全体の情報公開制度の充実を目的に、1997年に始まりました。3年前の第12回全国情報公開度ランキングまでは、毎年、都道府県、政令市を対象に同じ文書を全国一斉に情報公開請求し、開示文書の公開度、市民が知りたい情報が公開されたかによって情報公開度を評価して、ランキングを公表してきました。

その結果、当初市民オンブズマンの情報公開度ランキングを無視していた各自治体が競い合って情報公開をすすめ、大きな効果をあげてきました。3年前に、中核市も対象に含めたところ、都道府県、政令市と比べると、中核市の公開度が相当低いという実態が明らかになりました。昨年からは、各市レベルの情報公開の底上げを狙って、全市を対象にした情報公開度調査を行いました。都道府県が比較的よい点数を取っていますが、私たちはこれで都道府県の情報公開が十分と考えている訳ではありません。

各地の市民オンブズマンによる各県ごとの情報公開度ランキングが公表され地元で大きく報道されました。これらの取り組みにより、いくつかの自治体で情報公開の改善が行われてきました。各自治体の情報公開度ランキングへの関心が高まっており、今後の情報公開制度の改善に役立つのではないかと思います。

なお、自治体からの回答の一部は、例規集の条例チェックによって明らかな間違いも見分かりました。よって、今回の調査は全国的な傾向の調査とし、全体でのランキング（順位）の公表は行わず、各県の平均点と各調査項目の全国的な傾向を分析しました。今後の情報公開制度の改善に向けて活用していただきたいと思います。

## 1、評価対象項目と配点の理由について

各調査項目の採点基準は以下の通りです。

### 1、交際費調査

2011年4月1日現在の各自治体の首長交際費を情報公開請求した場合の、支出相手先の公開基準と、ホームページ上での支出相手方情報についての公表基準について調査をしました。首長交際費の相手方情報については、第2回全国情報公開度ランキングから、毎年定点観測を行っています。

#### 質問① 「首長交際費の相手方の開示基準」

首長交際費を情報公開請求した際の支出の相手方の開示基準について採点しました。開示についての「これまでの実績」ではなく「これから開示請求があった場合の基準について」を問い合わせました。

「団体、法人名の一部非開示」は0点、から「病气見舞いを除く個人名はすべて公開」を10点で満点としました。いくつかの自治体で「公開の判断基準がない」「条例に基づき個別に判断」と回答した自治体は、今後「団体名非開示の可能性があるので、0点としました。

#### 質問② 「ホームページ上での首長交際費の相手方の開示基準」

ホームページ上での首長交際費の相手方情報をどこまで公表しているかについて、「非公表」「総額のみ公表」を0点から、「病气見舞いを除く個人名はすべて公開」を10点の満点としました。

#### 質問③ 「A4、1枚のコピー代」

情報公開請求において文書開示の場合の、A4、白黒1枚のコピー代を調査しました。10円は5点。11円以上は、0点としました。一昨年から引き続いての調査です。3年前ま

での都道府県、政令市を対象にした情報公開度ランキングでは、東京都を除いて、コピー代はすべて10円でしたので、調査項目からはずしていましたが、全市を対象にした調査では、20円以上の市があったため、今回も調査しました。

## 2、議会の公開度調査

今回初めて、議会の情報公開度を調査しました。政務調査費問題などにより、地方議会の議員の役割が近年注目されるようになりました。市民からの「議員はいったい何をしているのか」「議会は、あらかじめ決められたセリフを読んでいるだけの学芸会ではないか」などの批判が高まっています。市民による「議会ウォッチング」の取り組みも全国で広がり、今回の全国市民オンブズマン松本大会でも報告されます。「議会でどのような議論がされているのか」を市民が知るために必要な「議事録の公開」と「議会の内容をいつでも知ることができるか」を調査しました。

### 質問④ 「議会議事録がホームページに掲載されているか」

「本会議、すべての委員会の議事録が掲載」を10点、「本会議と予算、決算委員会の議事録が掲載」が6点、「本会議のみ議事録が掲載」が3点、「議事録が掲載されていない」が0点としました。

### 質問⑤ 「議会本会議の内容について、議場に行かなくても知ることができるか」

議場に直接行かなくても、いつでも議会の議論の内容を知ることができるか、を採点の基準としました。「議会が中継され、いつでも録画（録音）が見ることができる」が10点、「中継はされないが録画（録音）が見ることができる」を8点、「議会の録画（DVDなど）を貸し出し視聴できる」を5点、「ケーブルテレビで中継、録画再放送される」「ケーブルテレビ、ホームページ、施設などで中継されている」（議場にいかなくてもよい）が3点、「中継も録画もない」（議場にいかなくては傍聴できない）を0点としました。

## 3、情報公開条例について、

住民の知る権利が保障され、使いやすい条例になっているかを2011年4月1日現在の内容をアンケート調査しました。自治体からの回答について、全国市民オンブズマン連絡会議事務局で、ホームページから条例を調査して回答を修正したものも一部あります。

### 質問⑥ 「閲覧手数料について」

閲覧手数料制度は、請求者が必要な情報かどうかを確認するために資料を閲覧するだけで費用が徴収されることになり、情報公開を事実上抑制する役割を担うこととなります。

一昨年までの情報公開度ランキングでは、手数料をとる自治体を「失格」としましたが、

5点満点としました。業者や、広義住民以外など、条件付きで閲覧手数料をとる自治体は2点、すべて閲覧手数料を取る自治体は0点としました。

「住民以外からは手数料を取らずに情報提供の形で開示している。実態として手数料なしと同じなので、5点と評価してほしい」という自治体の声もありましたが、実態が手数料を取らないのであれば「何人も請求できて、手数料を取らない」と条例を改正していただきたいと思います。今回は条例についての評価ですので、この市の場合は2点としました。自治体からの情報の任意提供であれば、市民にとっては、不服申し立てなどの法的な権利が保障されません。

#### 質問⑦ 「請求権者について」

「何人も請求可能」は5点、「広義住民以外の人、請求理由を書けば公開請求は可能（条例に明記されている）」は2点、「広義住民」のみ情報公開請求が可能は0点

（「広義住民」とは、

- 一 市内に住所を有する者
- 二 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- 四 市内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有すると認められるもの

「広義住民」以外の「前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体」（東京都情報公開条例）も情報公開請求が可能という場合は2点としました。国の情報公開法も「何人も請求できる」となっています。

いくつかの自治体で、条例の「広義住民以外も任意開示を努力する」という条文を「公開請求可能」と間違えた回答がありました。任意開示は法的な権利が住民に保障されていません。手数料のところでも触れましたが、同じ文書が開示される場合でも「自治体の恩恵で文書を任意開示できる」と「住民の知る権利として開示請求ができる」は法的に全く異なります。

#### 4、3セク、外郭団体の情報公開について、

今回の全国大会で報告されますが、長野県安曇野市で3セクの損失補償についての画期

的な判決が出されました。各地で自治体幹部や議員の外郭団体を利用した不祥事や、外郭団体を経由した裏金作り、バブルの時代に無計画に設立した3セクの破綻など、3セク、外郭団体の問題点を挙げればきりがありません。昨年に引き続いて、3セク、外郭団体の情報公開について調査しました。

#### 質問⑧ 「公社、100%出資法人の情報公開について」

情報公開条例で「公社、100%出資法人のいずれかが実施機関になっている」を10点、「公社、100%出資法人が実施機関になっていないが、条例、規程等で実施機関と同様の開示が行われる」を5点、「公社、100%出資法人の情報が開示されない」を0点としました。

なお、昨年は、地方独立行政法人についても、この評価に含めましたが、もともと行政の一部を地方独立行政法人に移行したので、実施機関になっていない自治体はないため、今回は地方独立行政法人については、公営企業と同様に評価対象から除きました。

「公社、100%出資法人が存在しない」は、質問⑨の配点を2倍にしました。

質問⑧は「不存在」、質問⑨の回答も「2分の1以上出資法人は存在しない」は質問①～⑦の得点（55点が満点）を55分の70倍して、70点満点としました。

#### 質問⑨ 「2分の1以上出資法人の情報公開について」

「情報公開条例に2分の1以上出資法人の開示規定がある」（条件付きの開示規程、努力義務規定、市長が開示を要請、などを含む）を5点、「条例にはないが、法人の規程で情報公開の規程がある」を3点、「条例も規定もない」を0点としました。「2分の1以上出資法人が存在しない」場合は、「質問⑧の得点が10点、または5点」の場合は、質問⑨は5点、質問⑧が0点の場合は、質問⑨も0点としました。

各自治体からの回答の中で 「質問⑨がAなので、公社が情報公開されているにもかかわらず、質問⑧でBと回答すべきなのに、Cと回答している」という矛盾した回答がとて多くありました。このような回答は、各自治体のホームページで条例をチェックして採点しました。よって、自治体からいただいた回答と採点結果が異なっている場合があります。

## 2、調査日時、方法と調査結果について、

2011年4月から7月に、各地の市民オンブズマンから、各自治体へ質問状を送り回答を求めました。

今年、東日本大震災で被災した福島県、宮城県、岩手県の3県を除いた44都道府県と東京23区、全市（政令市、中核市を含む）にアンケートを送付し、回答をいただきました。昨年は新潟県加茂市長から回答を拒否されましたが、今年は回答をいただきました。

なお、回答をいただけない、回答の一部が不明のため採点のできない自治体がいくつかありますが、合計点を出さず（空欄になっています）、各県ごとの平均点には含めていません。また、昨年の回答を流用した自治体もあります。

70点満点で、全体の809自治体の平均は42.27点、44都道府県のみ平均は63.16点、でした。

全自治体の平均は、都道府県に比べて66%程度しか得点できていません。全国的な情報公開はまだ低い状態にあることが明らかです。

各県ごとの平均点は、1位は、神奈川県60.4点、2位は愛知県51.34点、3位は熊本県の51.2点でした。最下位は高知県の29.17点、次点は秋田県の30.29点、さらに和歌山県の30.6点、でした。

点数が低い要因として、高知県は、12自治体のうち、HP交際費公開0点が10自治体、「広義住民のみ請求可」が6、「3セク条文なし」が6となっています。今後、市民オンブズマンの取り組みで自治体の情報公開の改善が必要です。

## 項目ごとの調査結果について

### 質問①、②

#### 「交際費公開の現状」

交際費については、全廃する自治体がさらに増えました。堺市、広島県三次市などでも全廃されています。

回答があったのは815自治体のうち、

10点（非個人の全面公開、見舞いを除く個人名は公開）は	321自治体（39.7%）、
6点（非個人の全面公開、個人名の一部公開）は	232自治体（28.5%）、
2点（非個人の全面公開、個人名はすべて非公開）は	190自治体（23.6%）
0点（非個人の一部公開）は	67自治体（8.3%）

0点の「非個人の一部非公開」とは、最高裁判例（2001年3月27日最高裁第3小法廷判決）によるレベルです。全国の自治体の実態から裁判所が全く時代遅れになっていることを示しています。

ホームページでの公開について、

10点（非個人の全面公開、見舞いを除く個人名は公開）は	182自治体（22.1%）、
6点（非個人の全面公開、個人名の一部公開）は	155自治体（19.3%）、
2点（非個人の全面公開、個人名はすべて非公開）は	176自治体（21.6%）
1点（非個人の一部公開）は	33自治体（4.0%）
0点（総額などはわかるが相手方が不明、HPで公開していない）は	267自治体（32.8%）

昨年、0点の337自治体（東北3県を含む）が、今年は267自治体に激減しています。

交際費を廃止した自治体がいくつもありますが、何ら行政の運営に支障がありません。市長交際費から、老人クラブや夏祭りなどに大量にお酒を配ったりする選挙の事前運動としか思えないようなものも見受けられます。

かつて、官官接待が「円滑な行政運営に必要」といわれていましたが、交際費も全面廃止しても行政は円滑に運営されています。もう一度、首長交際費が必要なものかどうか市民の眼で監視すべきです。ランキング調査では、相手方の氏名の公開をポイントにしましたが、交際費の額や支出内容について、各地元での取り組みを期待します。

交際費の公開は、首長の情報公開への積極的な姿勢を示す指標にもなり、条例改正なども必要なく簡単に改革できるものです。各自治体の首長の情報公開への対応を市民の声で改めさせていく必要があります。

### 質問③ コピー代について

情報公開請求の際のコピー代（複写手数料、A4、白黒1枚）の調査です。

回答があった815自治体中、10円は734自治体（90.0%）でした。

特に問題なのは、秋田県由利本荘市、大館市、にかほ市の「市内の者20円、市外の者200円」というコピー代です。これらの市はいずれも請求権者は「何人も」になっていますが、実質的に住民以外に情報公開を拒否しているものです。町や村では、コピー代が1枚、250円や300円（住民票の交付額と同じ）というところも見受けられます。福岡県添田町は、A4、1枚コピー代300円でしたが、市民オンブズマン福岡の指摘により、20円に減額されました。

今回の調査で、0点となったほとんどの自治体は20円でしたが、21円以上の金額の記載のあった自治体は、以下の通りです。

秋田県由利本荘市、大館市、にかほ市 「市内の者20円、市外の者200円」、石川県珠洲市 25円、茨城県潮来市 30円、滋賀県彦根市 30円、岡山県美作市 50円、岡山県真庭市 30円、の8市です。昨年、この講評で21円以上として取り上げた 福岡県豊前市 30円、鹿児島県枕崎市 30円（消費税別途）、鹿児島県南九州市 25円 はいずれも10円に変更されました。

市民の使いやすい情報公開制度を目指して各自治体での取り組みをさらに強めていきま

しょう。

#### 質問④ 「議会議事録がホームページに掲載されているか」

議会の政務調査費問題や、議会を否定するような首長の出現など、議会のあり方について市民の関心が高まっています。今大会でも、「議会ウォッチング」に取り組んでいる各地の報告が行われます。市民から遠い存在といわれる議会の情報公開がどこまで進んでいるのかを調査しました。

以前は図書館で分厚い議事録をチェックしていくという気の遠くなるような作業を行っていましたが、現在はホームページで簡単に検索できます。かつて、まだ本会議、委員会のすべてがホームページで検索できる自治体が少ないときに、土地開発公社の塩漬け土地問題に取り組んだ際、検索で「ある県議がバブルの時代に土地開発公社に土地を買わせるよう委員会で発言している」事実を明らかにできたことがありました。また、政務調査費問題で、多くの視察費を使いながら全く議会で発言していないことを、議事録の検索で明らかにして住民監査請求を行うなどの使い方もできました。

調査結果は、

「本会議と、すべての委員会の議事録が掲載」	277 自治体 (33.9%)
「本会議と予算、決算委員会のみ掲載」	33 自治体 (4.0%)
「本会議のみ掲載」	470 自治体 (57.7%)
「掲載されていない」	35 自治体 (4.3%)

という結果でした。かなり議事録の HP 掲載は進んでいました。市民の側が、これをいかに活用できるかが問われています。

#### 質問⑤ 「議会本会議の内容について、議場に行かなくても知ることができるか」

議会を市民に開かれたものにするために夜間や日曜日に開催する議会もありますが、インターネットの時代にどこまで議会の公開が進んでいるか。議場に直接行かなくても、いつでも議会の議論の内容を知ることができるか、を採点の基準としました。

その調査結果は、

「議会が中継され、いつでも録画を見る（録音を聴く）ことができる」	329 自治体(40.5%)
「中継はされないが録画を見る（録音を聴く）ことができる」	21 自治体 (2.6%)
「議会の録画（DVD など）を貸し出し視聴できる」	8 自治体 (1%)
「ケーブルテレビで中継、録画再放送される」「ケーブルテレビ、ホームページ、施設などで中継されている」（議場に行かなくてもよい）	325 自治体(39.9%)
「中継も録画もない」（議場に行かなくては傍聴できない）	130 自治体(16.0%)

議会中継については、施設の数か所だけで行われているものから、住民のほとんどが加入しているケーブルテレビで中継、録画再放送をしているものまで、かなり程度の違いがありますが、今回はすべて同じ3点としました。

「録画がいつでも見ることができる」には議会の録画を、動画投稿サイト（ユーチューブ）で見ることができるという北海道北広島市、佐賀県鹿島市のような自治体もありました。自治体のホームページから、議会録画を探していかなくても、若い人も多く参加している動画投稿サイトで簡単に誰でも議会の様子がわかるということです。

「ホームページに掲載されている」場合でも、議会中継がわかりやすく大きく示されているものから、議会のページの片隅に小さく示されてわかりにくいものまでありました。

今回の調査では、徳島県などのように「委員会議事録について、議会改革検討会議でHPで公開することが決定しました」という改善予定の回答が多くありました。

（青森県五所川原市 9月よりHP中継録画、山形県東根市 本年中よりHP中継録画、山形県寒河江市 本年中よりHP中継録画、つくば市 12月より施設中継、埼玉県富士見市 本年中HP中継録画、東京都八王子市 5月よりHP中継録画、石川県加賀市 6月よりHP録画、愛知県春日井市 5月より委員会議事録HP掲載、岡山県総社市 6月よりHP中継録画、山口県防府市 6月よりHP中継、佐賀県鳥栖市 6月よりHP中継録画、宮崎県日南市 9月より庁内中継）

各議会のホームページを見ても「議会改革」を強調しているところが目立ちました。また、政務調査費についての報告をホームページに掲載している議会も増えていました。これらの結果から、市民の批判の前にして、急速に「議会改革」が進んでいるようでした。議会内部の議員と職員だけの自己満足的な「議会改革」に終わらないように市民の側から厳しい監視を続けていく必要があります。

#### 質問⑥ 閲覧手数料について、

一昨年までは、都道府県、政令市、中核市のうち東京都と香川県のみが閲覧手数料を取り失格としていました。今回の調査結果は、以下の通りです。

閲覧手数料を取る	46自治体	(5.7%)
条件付きで閲覧手数料を取る	31自治体	(3.8%)
閲覧手数料を取らない	734自治体	(90.5%)

条件付きも含めて手数料を徴収している自治体数は、東京都 50のうち13、兵庫県 30のうち12、千葉県 37のうち9、埼玉県 41のうち7、大阪府 34のうち6、鹿児島県 19のうち5、香川県 9のうち4、秋田県 14のうち4、奈良県 13のうち3 であり、24道県では0 と、地域的に非常に偏っています。

東京都内や香川県内の市は、都や県を見習って(?) いるのでしょうか。そのほかも地域的に集中しています。行政の横並びの習性が悪影響を及ぼしています。各地での閲覧手数料を廃止させる取り組みが必要です。閲覧手数料の徴収は、情報公開請求という住民の知る権利を阻害するものです。請求権者の制限とともに、完全撤廃されるべきものです。国の情報公開法においても、手数料の原則無料化に改正されました。

以下の記事は、昨年の情報公開度ランキングの結果改善された例です。

「閲覧手数料無料など情報公開条例を改正へ／坂出市」 四国新聞 2011/02/22

坂出市は21日、情報公開の促進に向け、請求権者の対象拡大などを盛り込んだ条例改正案を3月定例議会に提出する方針を明らかにした。可決されれば4月から適用される。

請求権はこれまで、市内在住者や市内に事務所を置く事業者・団体などに限定していたが、制限を撤廃するほか、1件につき200円だった閲覧手数料を無料とする。資料のコピー代(白黒20円、カラー100円)はいずれも半額とした。同市は、全国市民オンブズマン連絡会議が自治体を対象に行った昨年の情報公開度調査で、全国ワースト4位となったことを受け、弁護士や大学教授らでつくる審査会で意見を聞き、改善策を検討していた。

#### 質問⑦ 請求権者について、

請求権者が

「何人も請求できる」は、	500自治体	(61.3%)
「広義住民以外は理由を書けば請求可」は	53自治体	(6.5%)、
「広義住民のみ請求可」は、	262自治体	(32.1%)

となっています。

請求権者についての制限も地域的な偏りがありました。「広義住民のみ請求可」について、都道府県では、栃木県、石川県、香川県 でした。

茨城県内の	33自治体中	18、群馬県内の	13自治体中	6、
広島県内の	15自治体中	11、埼玉県内の	41自治体中	28、
栃木県内の、	15自治体中	10、千葉県内の	37自治体中	19、
石川県内の	11自治体中	6、東京都内の	50自治体中	21、
香川県内の	9自治体中	4、新潟県内の	21自治体中	13、
福井県内の	10自治体中	5、		

の各県内自治体が「何人も」になっていません。これに対して、滋賀県、三重県、大分県、沖縄県では「広義住民のみ」の自治体はありませんでした。全体の6割が「何人も請求できる」という条例を制定しています。各地で情報公開条例の改正を求めていきましょう。

まえがきでも触れたように、原発事故はその自治体の決定が全国に影響を及ぼす重大事項です。住民以外に情報公開も請求できないような閉鎖的な非民主主義的な自治体だけにまかせるわけにはいきません。

情報公開条例は、憲法が保障する「知る権利」に法的根拠を持ち、これを制度化したものです。情報公開条例は、市民の情報公開の権利を守り、制度を使いやすいものとするために制定されています。

#### 質問⑧ 「公社、100%出資法人の情報公開について」

「公社、100%出資法人のいずれかが実施機関になっている」が、 80自治体（9.8%）  
「公社、100%出資法人が実施機関になっていないが、条例、規程等で実施機関と同様の開示が行われる」 592自治体（72.6%）  
「公社、100%出資法人の情報が開示されない」 116自治体（14.2%）

公社等が情報公開条例の実施機関になっているのは、以下の通りでした。

北海道 函館市土地開発公社  
三笠市土地開発公社  
群馬県 群馬県住宅供給公社  
桐生市土地開発公社  
埼玉県 草加市土地開発公社、社会福祉法人草加市社会福祉事業団  
越谷市土地開発公社、財団法人越谷市施設管理公社  
戸田市土地開発公社、戸田市公園緑地公社  
入間市土地開発公社  
朝霞市土地開発公社  
北本市土地開発公社  
幸手市土地開発公社  
ふじみ野市土地開発公社  
千葉県 木更津市土地開発公社  
野田市土地開発公社  
流山市土地開発公社  
君津市土地開発公社  
富津市土地開発公社  
袖ヶ浦市土地開発公社  
東京都 小金井市土地開発公社

国立市土地開発公社  
神奈川県 鎌倉市土地開発公社  
藤沢市土地開発公社、財団法人藤沢市まちづくり協会、  
財団法人藤沢市みらい創造財団、財団法人藤沢市社会福祉協議会  
小田原市土地開発公社  
逗子市土地開発公社  
新潟県 新潟県住宅供給公社 新潟県土地開発公社  
新潟市土地開発公社  
妙高市土地開発公社  
上越市土地開発公社  
静岡県 静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社、静岡県土地開発公社  
愛知県 大府市土地開発公社  
滋賀県 草津市土地開発公社  
京都府 京都府住宅供給公社、京都府道路公社、京都府土地開発公社  
大阪府 大阪府道路公社、大阪府住宅供給公社、大阪府土地開発公社  
大阪市土地開発公社、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社  
（財）池田市公共施設管理公社、（財）池田さわやか公社、池田市土地開発公社  
大東市土地開発公社  
箕面市土地開発公社  
兵庫県 尼崎市土地開発公社  
伊丹市土地開発公社  
三田市土地開発公社  
奈良県 生駒市土地開発公社  
和歌山県 和歌山県住宅供給公社、和歌山県土地開発公社  
鳥取県 鳥取県住宅供給公社、鳥取県土地開発公社  
岡山県 岡山県土地開発公社  
赤磐市土地開発公社  
広島県 広島県土地開発公社、広島県道路公社、広島県住宅供給公社、広島高速道路公  
社  
山口県 周南市土地開発公社  
徳島県 徳島県住宅供給公社、徳島県土地開発公社  
鳴門市土地開発公社  
香川県 香川県土地開発公社  
東かがわ市土地開発公社  
福岡県 福岡県住宅供給公社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、  
福岡県土地開発公社

福岡市住宅供給公社、福岡市土地開発公社、  
 大牟田市土地開発公社、  
 久留米市土地開発公社  
 直方市土地開発公社、  
 柳川市土地開発公社、  
 八女市土地開発公社  
 行橋市文化振興公社、  
 豊前市土地開発公社、  
 筑紫野市土地開発公社、  
 春日市土地開発公社、  
 大野城市土地開発公社、  
 古賀市土地開発公社、  
 うきは市土地開発公社、  
 宮若市土地開発公社、  
 佐賀県 佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社、佐賀県道路公社  
 長崎県 長崎県土地開発公社、長崎県住宅供給公社、長崎県道路公社  
 島原市土地開発公社  
 熊本県 熊本県住宅供給公社、熊本県道路公社  
 菊池市土地開発公社、  
 宇土市土地開発公社  
 阿蘇市土地開発公社  
 大分県 大分県住宅供給公社、大分県土地開発公社  
 津久見市土地開発公社  
 竹田市土地開発公社  
 宮崎県 宮崎県道路公社、宮崎県住宅供給公社  
 鹿児島県 鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社、鹿児島県土地開発公社  
 日置市土地開発公社

ほとんどが三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公社）ですが、社会福祉協議会などの三公社以外の100%出資法人が、情報公開条例の実施機関になっています。

すでに土地開発公社を廃止している自治体もいくつかありました。利権や汚職の舞台となった3セク外郭団体の情報公開をさらに進める必要があります。

#### 質問⑨ 「2分の1以上出資法人の情報公開について」

「情報公開条例に2分の1以上出資法人の開示規定がある」（条件付きの開示規程、努力義

務規定、市長が開示を要請、などを含む)	659 自治体 (79.1%)
「条例にはないが、法人の規程で情報公開の規程がある」	24 自治体 (2.9%)
「条例も規定もない」	106 自治体 (13.0%)

情報公開条例で、2分の1以上出資法人に関する開示規定があるか、という質問です。659自治体(79.1%)に、条例で2分の1以上出資法人の情報公開についての条文がありました。

当初の調査の目的は、「条例の条文」と「実際に情報公開される法人がどれぐらい存在するか」を調べることでしたが、各自治体の回答のなかで矛盾するものが多数ありましたが、「条文があるかどうか」の調査になりました。

今回の調査で、「出資法人の情報公開に関する条文はあるが、出資法人の規定が整備されていないため、情報公開ができる法人が存在しない」という回答の自治体もありました。

「条例の条文」と、「情報公開の実態」が食い違っている実情を調査するのはさらに困難なため、条文の調査にとどめました。各自治体の担当者には、お手数をかけましたが、自治体ごとで多種多様な外郭団体の実態があり、今回は条例についての評価としました。

この調査結果も各県ごとの偏りが大きく、群馬県、埼玉県、神奈川県、富山県、石川県、鳥取県、大分県はすべての自治体に条文がありました。

条文のない割合が多い県は以下の通り。

青森県は11自治体中4、秋田県と山形県は14自治体中7、新潟県は21自治体中10市について条文がありませんでした。

条例の内容も、実施機関にせずに情報公開を行う最も有効な方法は、昨年紹介した相模原市情報公開条例のように、自治体の首長に対して開示請求を行い、出資法人から首長へ情報を提供させて、これを開示させるという方法です。出資法人から出された文書は、公文書とみなされて、不服申し立てなど救済措置も保障されています。

また、出資法人だけでなく、一部事務組合、指定管理者、財政援助団体などの情報公開を規定している情報公開条例もいくつも見受けられました。

3セク、外郭団体の情報公開を進めるために情報公開条例の改正を求めていると思います。

#### あとがき

今年の情報公開度調査の結果は、全国の自治体の担当職員のみならず、各県の市民オンブズマンの皆さんの協力で集計を行うことができました。今回の調査で、少しずつですが全国の各市レベルで情報公開が進んできています。また、議会の情報公開が急速に進んでいることも明らかにすることができました。全国の市民オンブズマンでこの情報公開度調査をもとに、各県ごとでの情報公開度ランキングを公表して、各自治体の情報公開を進めてほしいと思います。すでに岡山と福井で今回の調査を活用して各県での独自のラ

ランキングを公表しています。

各地の市民オンブズマンの皆さんでこの調査結果を活用してください。

-----  
《情報公開度：県と15市のランキング、県が首位 岡山2位 /岡山》 毎日新聞岡山版  
2011年8月6日 ◇閲覧手数料徴収、新見「失格」最下位

★市民オンブズマンおかやまは5日、県と15市の情報公開度に関する調査結果を発表した。公開度ランキングの1位は100点満点換算で85点の県、最下位は「失格」となった新見市。同市は閲覧手数料を徴収し、文書1件あたり手数料300円を収集している。

4月に各自治体にアンケートを行い、首長交際費▽議会議事録▽閲覧手数料▽開示文書のコピー代▽情報公開請求者の範囲ーなど7項目について集計した。首長交際費（相手情報）のうち病気見舞いを除く全ての個人名公表などを行っている県がトップだった。

岡山市73点▽備前市67点▽玉野市51点▽浅口市49点▽赤磐市47点▽井原市・津山市35点▽総社市33点▽倉敷市・笠岡市31点▽瀬戸内市27点▽高梁市25点▽真庭市13点▽美作市マイナス9点。美作市はコピー代が1枚50円のため減点された。市民オンブズマンは「手数料は情報公開請求を妨げる大きな障壁。情報公開は南高北低で、住民が公開を積極的に求めれば、役所の意識も変わるはず」としている。【小園長治】

-----  
《市民オンブズ・情報公開度、県がトップ》 朝日新聞 福井版 2011年08月10日

★市民オンブズマン福井は、県と県内の9市を対象にした情報公開度の調査結果を公表した。県だけでなく市も対象とした調査は今年が3回目。首長の交際費や議会ホームページ、外郭団体の情報の公開度など9項目を点数に換算した結果、(1)県(2)鯖江(3)小浜(4)福井(5)越前(6)敦賀(7)あわら(8)大野、勝山、坂井の順だった。

前年の調査で2位だった県は、第三セクターや外郭団体の情報公開度で唯一満点を獲得。議会ホームページの公開度も満点だった。首長交際費は鯖江市が唯一、病気見舞いを除いてインターネット上ですべて公開している。大野市は昨年の調査で唯一20円だった資料交付の際のコピー代が、他市と同じ10円になった。

福井、敦賀、大野、勝山、坂井の5市は、情報公開請求ができる人を居住者や通勤、通学する人などに限定していた。こうした制限は撤廃される傾向で、全国市民オンブズマン連絡会議によると、2010年に調査した全国の854自治体のうち、507の自治体が制限を取り払っていた。

●同連絡会議事務局の内田隆さんは「福島第一原発の事故で、原発の立地する自治体や近隣の自治体のことを知りたい人は多いはずだ。情報公開の道が閉ざされているのはおかしいのではないか」と指摘する。全国版の集計結果は、9月に全国市民オンブズマン連絡会議が公表する。(笹川翔平)